

転ばぬ先の杖!! 「会員サポート窓口」設置

本年4月より会員サービスとして、会員が弁護士業務遂行上遭遇するさまざまな問題につき、当会が相談を通してサポートする制度を創設し、活動をスタートしました。

相談員は弁護士として経験が豊富な会員10名が担当します。相談員には守秘義務が課せられます。遠慮なくご相談下さい。

会員サポート窓口規則

- (設置)
- 第一条 本会に会員サポート窓口(以下「サポート窓口」という。)を置く。
- (目的)
- 第二条 サポート窓口は、本会の弁護士会員、弁護士法人会員及び外国特別会員(以下併せて「会員」という。)の職務又は業務に関して生じた各種の問題に対して相談に応じ、もって、会員の職務又は業務の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。
- 2 職務外にわたる事項についても、前項の目的の範囲内で、相談に応じることができる。
- (相談員)
- 第三条 会長は、弁護士会員の中からサポート窓口の相談を担当する相談員を委嘱する。
- 2 相談員は、弁護士の職にあった期間が通算して十年以上の弁護士会員とする。
- 3 相談員の数は、二十人以内とする。
- 4 相談員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の相談員の任期は、前任者の残存期間とする。
- (名簿の備付け)
- 第四条 本会に、相談員の名簿(以下「相談員名簿」という。)を備える。
- 2 相談員名簿の管理及び運用は、細則で定める。
- (兼任禁止)
- 第五条 次の各号に掲げる者は、相談員となることができない。
- 一 本会の役員
- 二 本会の資格審査会の委員、懲戒委員会委員及び綱紀審査会の委員並びにその予備委員
- 三 日本弁護士連合会の資格審査会の委員及び予備委員並びに懲戒委員会及び綱紀審査会の委員、予備委員及び調査員
- 四 本会の紛議調停委員会の委員
- 五 本会の非弁提携弁護士対策本部の委員
- 六 本会の非弁提携弁護士取締委員会の委員
- 七 日本弁護士連合会の綱紀審査会の事務局長及び弁護士である事務局員
- (相談の方法)
- 第六条 会員は、あらかじめ定められた受付窓口連絡し、相談員の指定を受け、自ら直接相談員に連絡をして、相談の申出をすることができる。ただし、やむを得ないと認められる相当な理由がある場合は、会員の親族などが会員に代わって相談の申出をすることができる。
- 2 相談員は、相談の申出があった場合には、迅速かつ適切に相談に応じるように努める。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、相談に応じないことができる。
- 一 個別の事件処理に関する事項
- 二 資格審査会、非弁提携弁護士対策本部、非弁提携取締委員会及び紛議調停委員会に係属中の事案
- 三 懲戒の手續に付された事案
- 四 前二号の手續に移行することが明らかな事案
- 五 本制度の目的に沿わない事柄(複数の相談員による対応)
- 第七条 相談員は、適宜複数で相談に応じることができる。
- (秘密の保持)
- 第八条 相談員は、相談の申出をした会員の氏名又は名称、法律事務所名、相談の内容その他相談員の職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (信頼関係の保持)
- 第九条 相談の申出をした会員と相談員は、互いに、相談の申出をしたこと及び相談に応じたことによる信頼関係を保持しなければならない。
- (免責)
- 第十条 本会及び相談員は、相談の申出をした会員(第六条第一項ただし書の場合を含む。)に対して、その相談内容、回答について何ら責めを負わない。
- (報告)
- 第十一条 会長は、相談員に対して、相談の有無と結果について、第八条及び第九条に反しない限度で、随時報告を求めることができる。
- (連絡協議会)
- 第十二条 本会に、相談員をもって組織する連絡協議会を設ける。
- 2 連絡協議会は、サポート窓口の運営に関する事項を協議する。
- 3 連絡協議会は、互選により、座長及び副座長各一人を置く。
- 4 本会に、サポート窓口を支援するため、会長が委嘱する弁護士会員からなるバックアップチームを設置する。
- (細則)
- 第十三条 この規則を実施するために必要な事項は、細則で定める。
- 附 則
- 1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成十六年四月一日)から施行する。
- 2 最初に委嘱する相談員のうち半数の相談員の任期は、第三条第四項にかかわらず、一年とする。

【相談員の紹介】 敬称略



飯塚 孝 (15期)



亀井 時子 (19期)



三羽 正人 (22期)



堀川 末子 (23期)



山本 剛嗣 (24期)



元田 秀治 (25期)



原 哲男 (28期)



山下 善久 (31期)



黒岩 容子 (33期)



増岡 研介 (41期)

■会員サポート受付窓口
TEL.03-3581-2202
(事務局次長 小林 または 事務局次長 佐藤)